

定額減税に係る 調整給付金について

●お問い合わせ
税務課 ☎0973-76-3803

《お忘れではないですか??》

令和6年分の所得税および令和6年度分の個人住民税(町県民税)において定額減税が実施されていますが、定額減税可能な金額が減税前税額を上回る(減税しきれない)と見込まれる方について、調整給付を支給しています。

対象者の方々には、9月初旬に書類を送付しています。提出期限が過ぎますと給付が出来なくなりますので、申請がお済でない方はご確認をお願いします。

○提出期限○ 令和6年10月31日(木)

マイナンバーカード時間外窓口 のお知らせ(要予約)

●お問い合わせ
住民課 ☎0973-76-3802

マイナンバーカードの申請及び交付についての時間外窓口を下記の日程で開設します。事前にご予約のうえ、ぜひご利用ください。

★予約方法 開設日の前開庁日(土日祝日除く)の午前8時30分～午後5時までに住民課(☎76-3802)まで電話でご予約ください。

★開設予定日

平日	10月24日(木)	午後5時～ 午後7時
	11月5日(火)	
	11月21日(木)	
	12月10日(火)	
	12月26日(木)	
休日	10月27日(日)	午前9時～ 正午
	11月24日(日)	
	12月14日(土)	
	12月22日(日)	



防災行政無線の放送形態が一部変更になります

●お問い合わせ 屋内・屋外の放送機器に関すること 危機管理・防災安全課 ☎0973-76-3801
無線放送の放送内容に関すること 総務課 ☎0973-76-3800

12月2日(月) 夕方の放送分から、防災行政無線の放送が一部変更となります。

	変更前	変更後
時報 (ミュージックチャイム)	6時・12時・17時 屋内と屋外で放送	12時・17時 屋内と屋外で放送
定時放送	6時50分・18時 屋内と屋外で放送	6時50分・18時 屋内のみで放送
おくやみ放送	12時15分・18時20分 屋内と屋外で放送	12時30分・18時30分 屋内のみで放送
放送音声	職員やAI 音声を使用	AI 音声のみ(予定)

※屋内→戸別受信機 屋外→屋外拡声子局(屋外のスピーカー)

- ・災害避難等の緊急情報は、これまでどおり屋内・屋外で大きな音声で流れます。
- ・屋内(戸別受信機)から放送が聞こえているかご確認ください。もし聞こえない等のトラブルがある場合は、危機管理・防災安全課までお問い合わせください。

九重町役場エレベーター改修工事に伴う使用停止のお知らせ

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

庁舎に設置してありますエレベーターの安全性向上のため、下記期間においてエレベーター改修工事を実施いたします。工事期間中は、エレベーターが使用できないため、階段のご利用をお願いいたします。また、階段の利用が困難な方は、1階住民課窓口にお声掛けください。

ご不便をおかけいたしますが、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【工事期間】 令和6年10月28日(月)～令和7年2月14日(金)

※工事の進捗により期間を変更する場合がございます。

11月はオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンです

●お問い合わせ 子育て支援課 こども家庭センター ☎0973-76-3876

児童虐待は社会全体でかわり、解決していくべき問題です。児童虐待による死亡事例は、全国で年間 **70件***を超えています（※こども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第19次報告））。単純計算すると、**5日間に1人**のこどもが命を落としていることになります。

児童虐待を未然に防ぐため、こどもの健やかな成長と子育て中の保護者を、地域全体で支援していきましょう。

児童虐待かも…と思ったら、すぐにお電話ください。

～あなたの1本の電話で救われるこどもがいます～

児童相談所
虐待対応
ダイヤル

匿名可能

通話無料

秘密厳守



いち はや く

189

- お住まいの地域の児童相談所につながります。
 - 通告・相談は匿名で行うことも可能です。
 - 通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。
- ※一部のIP電話からはつながりません。

さらに

子育てや親子関係に悩んだら、ご連絡ください。不安やイライラに、いっしょに向き合います。

こどもも保護者もオンラインで気軽に相談



親子のための
相談LINE



匿名可能

秘密厳守

子育ての悩み、家族のこと、ご相談ください。



いち はや く
おなやみを
0120-189-783

通話無料

秘密厳守

国民年金広場

国民年金保険料は、全額社会保険料控除の対象です

●お問い合わせ

住民課

☎0973-76-3802

日田年金事務所

☎0973-22-6174

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除の対象となるのは、令和6年中に納められた保険料の全額です。令和6年中に納められたものであれば、過去の年度分の保険料や追納された保険料も控除対象となります。

本年中に納付した国民年金保険料について社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告の際に申告する必要があります。申告の際には、控除額のわかる証明書を添付または保管しておく必要がありますので、下記の予定でお送りする「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を大事に保管しておいてください。

●令和6年分「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」発送スケジュール●

	対 象 者	発 送 時 期
①	令和6年1月1日から令和6年9月30日までの間に納付された方	令和6年10月下旬から11月上旬
②	令和6年10月1日から令和6年12月31日までの間に納付された方 ※①の対象者は除きます	令和7年2月上旬

なお、同一世帯内のご家族の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合は、ご自身の国民年金保険料に加え、その保険料についても控除の申告を行うことができます。

また、「ねんきんネット」を利用することで、控除証明書の電子データの取得が可能です。受け取った電子データはe-Taxでの確定申告等や年末調整で利用することができます。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談は、ねんきん加入者ダイヤル（☎0570-003-004）までお願いします。

令和7年度 町立こども園、保育所・幼稚園の支給認定・入所申請の受付が始まります

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎0973-76-3828

【対象者】

◇0歳～5歳（就学前）の乳幼児で、保護者の就労・就学、病気療養、求職活動等の理由により、認定こども園や保育所での保育が必要な方。[0～2歳：3号 3～5歳：2号]

◇上記に該当しない3歳～5歳（就学前）の幼児で認定こども園・幼稚園の利用を希望する方。

[3～5歳：1号]

*幼稚園の入園資格については、施設（町外施設）ごとに違いますので、希望する園にお問い合わせください。

*町立こども園における1号認定の入園資格については、令和7年4月1日の時点で3歳～5歳の幼児となります。

【申込書配布】

令和6年11月13日（水）から

みつばこども園、飯田こども園、子育て支援課窓口にて配布
マイナポータルの「ぴったリサービス」を用いたオンライン申請可
※就労証明書等の添付書類は、直接窓口にご提出ください。
詳しくはHPをご覧ください。

※新規入所希望の方は、子育て支援課窓口
にて申込書をお受け取りください。



【受付期間】

令和6年11月20日（水）から令和6年12月20日（金）まで

【提出場所】

町内施設利用中の方：利用中のこども園、または子育て支援課

新規入園希望または町外施設利用中の方：子育て支援課

*継続入所の方も全員、申し込みが必要となります。

*各園の入所可能な園児数を超える申し込みがあった場合は、入所選考を行った上で、第1希望以外の園への入所、もしくは入所を待機いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

*受付期間中に提出された申込書は第1次選考として優先的に審査します。

*町外のこども園や保育園、幼稚園を利用する方も九重町に申込書を提出してください。

【町内施設】

施設名	住 所	電 話 番 号
ここのえ飯田こども園	九重町大字田野1624-9	0973-73-3590
ここのえみつばこども園	九重町大字引治508-1	0973-73-2555

※子育てのための施設等利用給付（幼稚園の一時預かり・認可外保育施設等のサービスを利用し無償化を受けるために必要となる認定）を継続する場合も申請が必要です。詳しくは、子育て支援課（0973-76-3828）までご連絡ください。

重要

令和6年10月分(12月支給分)から児童手当制度が改正されます

●お問い合わせ 子育て支援課 ☎0973-76-3828

主な変更点

- ①高校生年代までの支給期間の延長
- ②所得制限の撤廃
- ③第3子以降の支給額の増額、第3子のカウント方法の変更
- ④支給月を年6回(偶数月)に変更

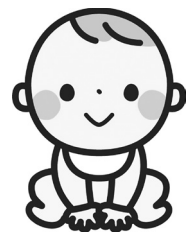


制度改正の比較

	旧制度(令和6年10月支給分まで)	新制度(令和6年12月支給分から)
支給対象	中学生 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代 (18歳到達後最初の年度末まで)
所得制限	あり ※所得上限限度額以上の場合は支給対象外	なし
手当月額	●3歳未満:15,000円 ●3歳～小学校修了まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:15,000円 ●中学生:10,000円 ●所得制限額以上:一律5,000円(特例給付)	●3歳未満 第1子、第2子:15,000円 第3子以降:30,000円 ●3歳～高校生年代まで 第1子、第2子:10,000円 第3子以降:30,000円
子どものカウント対象年齢	高校生年代(18歳到達後最初の年度末まで)	大学生年代(22歳到達後最初の年度末まで)
支給月	年3回(2月、6月、10月)	年6回(2月、4月、6月、8月、10月、12月) ※制度改正後初回の支給日は令和6年12月18日です。

以下に該当する方は申請手続きが必要です。

- ①高校生年代の子どもを養育している方(中学生以下の子どもがいない)
- ②町内に住民登録のない高校生年代の子どもを養育している方(養育しているが別居している)
- ③大学生年代の子どもを養育しており、第3子加算の対象となる方
- ④現在、所得上限を超過したことで、児童手当を受給していない方



※手続きが必要な世帯であっても通知が届かない場合もありますので、お問い合わせください。

※公務員の方は、職場にお問い合わせください。

※詳しくは、九重町ホームページをご確認ください。

申請期限

一次期限:令和6年11月 8日(金)

最終期限:令和7年 3月31日(月)

※令和6年12月支給時に受け取りを希望する方は一次期限までに申請をお願いします。

※最終期限までの申請であれば、令和6年10月分から支給されます。

※最終期限を過ぎて申請した場合、申請した月の翌月分からの支給となりますのでご注意ください。

木造住宅の無料簡易耐震診断をしませんか？

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

九重町では、大分県と協力して、ご自宅の無料簡易耐震診断を行います。

簡易耐震診断は正式な耐震診断ではありませんが、住宅のどのようなところに地震に対する強さや弱さがあるのかを調べることができます。

- 対 象 平成12年5月31日以前に建築された木造一戸建て住宅
(併用住宅で、住宅部分の面積が1/2以上のものを含む)
- 実施方法 九重町職員と県職員がご自宅に伺い、1時間程度で診断を行います。
ご自宅の図面がある場合は、当日ご用意頂けると短時間で実施できます。
- 日 時 11月11日(月)～11月15日(金)
詳細な日時については、ご希望をお伺いした上で確定します。
- 申込期限 10月31日(木)までに、建設課までお申込みください。
- そ の 他 詳しい耐震診断を受けたい方、または簡易耐震診断を受けた結果により、詳しい耐震診断を希望される方は、木造住宅耐震化促進事業の耐震診断費補助をご利用ください。



木造住宅耐震化促進事業による耐震診断費補助

ご自宅が地震に対して、どの程度の耐震性能があるかを図面や現地調査をもとに診断します。

建物の規模、形状により診断費用を7.5万円～11万円補助します。

詳しくは、広報ここのえ別冊号まちの事業紹介をご覧ください。建設課までご連絡ください。

物品役務等の入札参加資格及び電子入札について

●お問い合わせ 総務課 ☎0973-76-3800

令和6年12月1日から九重町においても物品役務等の入札参加資格制度及び電子入札の運用を開始します。

九重町の入札に参加を希望する事業者は、大分県庁内に設置されている『共同受付センター』にて、入札参加資格に関する登録申請の手続きをお願いします。

申請方法については下記のサイトにて確認をお願いします。

『競争入札参加資格審査申請について(物品・役務)【新規・更新】』

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shikaku2024.html>

競争入札参加資格審査申請について



オンライン申請ページ



入札関連事務電子化特設サイト



『オンライン申請ページ』

<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/apply-procedure-alias/20100shikaku2024/door>

『入札関連事務電子化(物品・役務)特設サイト』

<https://www.pref.oita.jp/site/buppin-nyusatsu-denshika/>

高齢化集落対策事業についてのご案内

●お問い合わせ まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

中山間地等の条件不利地域を中心に、人口減少等に伴う集落機能の低下や諸問題の発生が懸念されており、大分県では高齢化率（65歳以上の高齢者の占める割合）が50%以上の集落を「高齢化集落」としています。

このような中、県、町では、地域を支える様々な団体等とも連携しながら住民が集落に安心して住み続けるための対策を実施しています。下記の事業について検討される行政区や地域がありましたら、まちづくり推進課までご相談ください。

高齢化率とは・・・65歳以上の高齢者が総人口に占める割合

高齢化集落とは・・・65歳以上の高齢者が行政区の総人口の50%以上を超える行政区のこと

高齢化集落対策事業について

＜高齢化集落等支援事業費補助金＞

高齢化集落などの条件不利地域での生活を守るために、地域住民、地域コミュニティ組織等、様々な主体が実施する長期的に機能する地域課題の解決につながる事業などが対象です。

県と九重町で事業費の19/20以内を補助します。

＜高齢化集落応援隊＞

人手不足で困難になっている集落の共同作業（集落の作業である里道などの補修や草刈り、集会所や公民館、公園の掃除や水路の泥上げ、簡易水道タンクの清掃、祭りの準備や御輿担ぎなど）を、企業やNPO、ボランティア団体などの活動団体に支援をいただくものです。

手数料の支払いにキャッシュレス決済がご利用できます

●お問い合わせ 情報デジタル推進課 ☎0973-76-3874

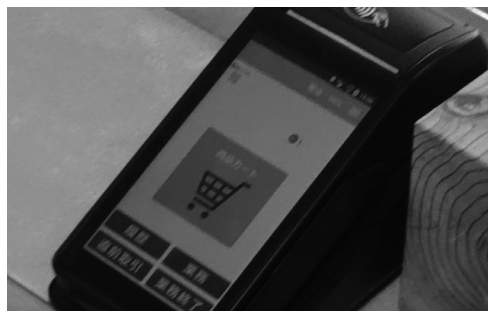
～住民票や課税証明書などの支払いにキャッシュレス決済が利用できるようになりました～

役場窓口で住民票や印鑑登録証明書、戸籍謄抄本、課税証明書、納税証明書などの手数料の支払いに、キャッシュレス決済が利用できます。

利用できる場所（窓口）

住民課（役場庁舎1階）
税務課（役場庁舎1階）

対象となる手数料など



住民課	住民票、住民票記載事項証明、戸籍附票、印鑑証明、戸籍謄本、戸籍抄本、除籍謄本、除籍抄本、戸籍記載事項証明、身分証明、その他証明等
税務課	所得証明、課税証明、所得課税証明、納税証明、評価証明、公課証明、住宅用家屋証明、その他証明等

利用できる決済手段

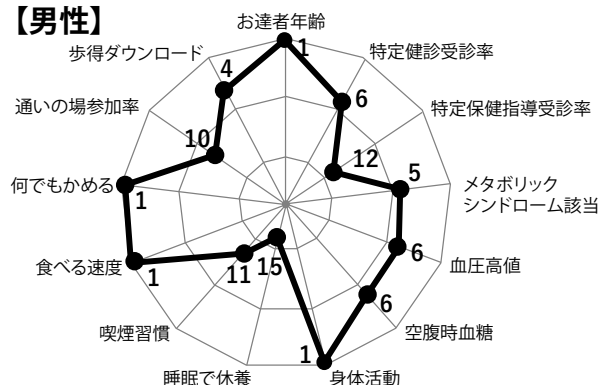
クレジットカード	Visa、Mastercard、JCB など
電子マネー	交通系、iD、楽天Edy、WAON、nanaco など
QRコード決済	Paypay、楽天ペイ、au Pay、メルペイ、d払いなど

10月は「みんなで延ばそう健康寿命」推進月間！健康指標県内 1 位

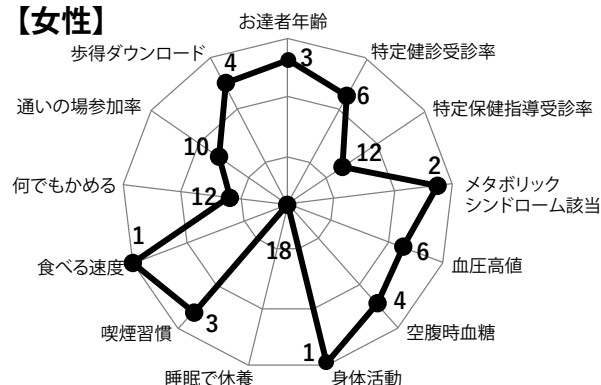
●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

都道府県別健康寿命ランキング(R3.12月)で、大分県は男性1位、女性4位と飛躍的に順位を伸ばしました。大分県では男女ともに健康寿命日本一を目指すため、健康指標を用いて、各市町村の現状を「見える化」し、市町村毎のランキングを毎年公表しています。九重町では「睡眠で休養」「喫煙(男性)」「歯の健康(女性)」に課題(グラフの数字は県内順位)があります。県内1位を維持できるように、ご家族や地域ぐるみで健康づくりに取り組みましょう。

【男性】



【女性】



※健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間(R1国民生活基礎調査)

※お達者年齢とは、市町村は人口規模が小さく、国と同様の調査による「健康寿命」の算出は困難なため、類する指標として大分県が公表(H30~R4平均)

健康寿命を延ばす3つの鍵
(1日の目安)



「うま塩!おいしく減塩」「もっと野菜!プラス1皿」「歩こう!動こう!プラス10分」

公開講座のご案内 『健康はお口から!歯から考える全身の健康』

日時:11月13日(水) 13:00~14:00

場所:保健福祉センター

講師:玉井歯科医院 玉井恵子 先生



11月19日はおおいた食(ごはん)の日です

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

「食」は心身の健康にとって、基本となる大切な要素です。
健康を維持するために「食事をおいしく、バランスよく」とりましょう。

①主食、主菜、副菜をそろえた食事

ごはんやパン、麺などを主材料とする「主食」、肉や魚、卵、大豆・大豆製品を主材料とする「主菜」、野菜や海藻などを主材料とする「副菜」の3つのお皿を基本とした献立にすると、多様な食品から、からだに必要な栄養素がバランスよくとれます。



②1日に必要な野菜の摂取量は350g! 「まず野菜、もっと野菜」

県では、最初に野菜を食べること(まず野菜)、今より70g多く野菜を食べること(もっと野菜)の推進に取り組んでいます。県のホームページにレシピも掲載されています。

③おいしく減塩、1日マイナス3g

減塩は高血圧の予防、さらに循環器疾患の予防につながります。

男女別「1日の目標量」は男性7.5g未満 女性6.5g未満です(日本人の食事摂取基準 2020より)

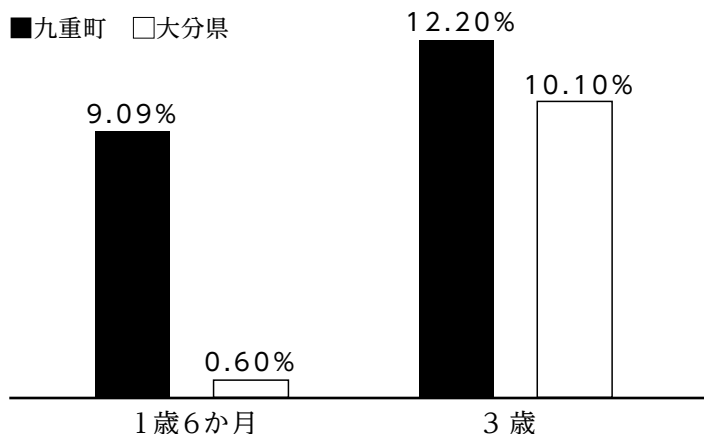
塩やしょう油の代わりに、かばすやゆずなどの柑橘類を焼き魚、揚げ物、鍋物などに使うとおいしく減塩できます。

11月8日は「いい歯の日」、11月は「大分いい歯の8020推進月間」です

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3888

大分県内の他の市町村と比較すると九重町は健康度が高いと言われていますが、歯の健康については課題があるのが現状です。歯と口の健康状態を維持・改善することは全身の健康状態の維持にとって欠かせないことです。

〈令和5年度むし歯を持つ児の割合〉



感染の窓が開きます

1歳7か月～2歳7か月

→むし歯菌にはじめて感染しやすい危険な時期

なるべく控えて! —

- ・食器の共有・キス
- ・フーフー冷まし
- ・大人の食べかけを与える

むし歯の放置は危険です

乳歯のむし歯を放置すると次に生えてくる永久歯の形をいびつにしたり、変色させてしまいます。むし歯は自然に治らないため早期の治療が必要です。

おやつ

- ①時間を決めて(1日2回まで)
…ダラダラ食べはNG!
- ②糖분을あまり含んでいないおやつを

フッ化物

- ①歯を強くする
- ②細菌の活動を抑える
- ③初期むし歯の進行を抑える

フロス・糸ようじ

歯ブラシだけでは歯と歯の間に、約40%見えない汚れが残ります。
仕上げ磨き後に1日1回でもフロスを!

防災訓練の開催について

●お問い合わせ 教育振興課 ☎0973-76-3812

目 的：自然災害の恐ろしさを知り、起こりうる災害を想定し防災について地域の方々と一緒に学ぶ。

日 時：11月1日(金)

【午前の部】

場 所 野上小学校 体育館

日 程 10:30～

- ・はじめの会
- ・東日本大震災を経験した「吉田亮一先生」の講演
- ・避難所開設訓練
- ・終わりの会

駐車場 運動場をご利用ください。

【午後の部】

場 所 ここのえ緑陽中学校 小体育館

日 程 13:35～

- ・防災訓練

駐車場 九重文化センター駐車場をご利用ください。

★保護者や地域の方の参加をお待ちしています。



農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します

●お問い合わせ 農業委員会 ☎0973-76-3805

農業委員及び農地利用最適化推進委員の任期満了に伴い、各委員の候補者を募集します。

項 目	農 業 委 員	農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員
募集人数	9人 (うち認定農業者が過半数、中立的立場の者を1名以上)	12人 (農業委員会が定める区域から各1名) ※別表1
対 象	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する方
主な業務	●農業委員会総会（月1回を基本）に出席し、農地法に基づく許認可に伴う審議、議決及び現地調査 ●農地利用最適化推進委員と連携して農地利用の最適化（農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の支援）推進業務、それに伴う現地での調査、指導等 ●国、県等主催の研修会やセミナー等参加	●農業委員と連携して農地利用の最適化（農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の支援）推進業務、それに伴う現地での調査、指導等 ●農業委員会総会（月1回を基本）に出席し、農地法に基づく許認可に伴う意見の陳述及び現地調査 ●国、県等主催の研修会やセミナー等参加

●任用期間 令和7年4月1日～令和10年3月31日までの3年間

●報 酬 各種委員会の委員等の報酬及び費用弁償条例の規定による。

●選考方法 評価委員会を開催し、提出書類に基づき審査。なお、推薦及び募集に応じたものが定数を超えた場合は、議長が適当と認める方法により審査。

●募集期間 11月1日(金)～11月29日(金) ※郵送は当日消印有効

●提出方法

- ◎推薦・応募用紙を、農業委員会事務局へ持参または郵送で提出してください。
- ◎用紙は、九重町 HP からダウンロードまたは農業委員会事務局（役場1階）でお渡しします。
(持参の受付時間は平日の午前8時30分～午後5時まで)
- ◎両方に応募できますが、両委員を兼ねることはできません。

農地利用最適化推進委員：区域の詳細（別表1）

区 域 名	区域の詳細	募集人数
東飯田①	前辻1～2・後辻・竜門・田尻・野倉・中須	1人
東飯田②	下旦1～7・釣団地・松岡台住宅・見留・下右田・物見塚・奥野・上旦	1人
東飯田③	南恵良・富来口・北恵良1～3・見良津・書曲1～3・恵良団地・川下北・川下南・川上1～2	1人
野 上①	北区・南区・小久保・野上住宅・鹿伏・猪牟田・茅原小野・桐木・後野上・西・釘野・河内山	1人
野 上②	小平谷・野矢・小垣・田代・滝上・寺床・檜原・拓郷・平家山	1人
野 上③	下右田・重原・中央1～5・青山通り・下尾本・尾本・青山住宅・甘川水・豊後中村住宅・寺田・奥双石・中巢	1人
飯 田①	筋湯・日向上・日向下・湯坪下・狭間・大岳・奥郷・九重山	1人
飯 田②	年の神・無田下・無田中・無田中一・無田上・須久保・花牟礼・旭・湯沢	1人
飯 田③	荻釣上・荻釣下・釜の口・北方上・北方下・中村下1～2・下畑・中村上・中村中1～2・中村下野	1人
南山田①	麻生釣・菅原本村・口の園・相狭間・桐木1～5・宝泉寺・生竜・串野上・串野下・梶屋	1人
南山田②	中板・潜石・川西1～3・川東上・川東下・黒猪鹿・木納水	1人
南山田③	引治1～2・横尾・中村・都原・陣の内上・陣の内下・河内・後河内・富迫上・富迫下・川道団地・金山・井手・田中・岩の上・栗野本村	1人

農地の貸借の手続きが変わります

●お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎0973-76-3805
農林課 ☎0973-76-3804

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律が令和5年4月1日に施行されたことに伴い、農用地利用集積計画に基づく利用権設定は廃止されます。

今後利用できる貸借契約の種類は

- ①農地法3条による貸借⇒ 今まで通り受付できます
- ②農地中間管理事業 ⇒ 今まで通り受付できます
- ③農用地利用集積計画 ⇒ 令和7年3月まで活用できます

※ 農用地利用集積計画書の最終締切は令和7年2月19日(水)となります。

①と②の主な違い	仕組み	貸借の期間	期間満了時の取扱い
①農地法3条による貸借	出し手と受け手により貸借	年単位	賃貸借の場合解約手続きをしない限り自動更新されます
②農地中間管理事業	出し手→中間管理機構→受け手	原則10年以上	農地は出し手に戻ります

※令和6年度までに設定したものについては、期間満了まで有効となります。

※令和7年3月までに対象農地のある地区で地域計画を策定すると、以降は農用地利用集積計画による貸し借りができなくなります。

地域計画を作成しています

農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、これまで地域での話し合いにより人・農地プランを作成してきましたが、高齢化や人口減少により農業者の減少、耕作放棄地が拡大し農地が適切に利用されなくなることが懸念されます。課題解決のためには、人・農地プランを法定化し、地域での話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する農地利用の将来図として、農地一筆ごとに10年後、どの担い手に集積・集約するかを示した「目標地図」などを作成します。

作成にあたっては対象者の方に送付した「地域計画作成に関する所有者意向アンケート」に基づいて作成しています。

地域計画策定後は

担い手が決まっている農地や、担い手に位置付けられていない方が権利設定や転用をする場合は、地域計画の変更が必要になります。

お問い合わせ先

農地の貸借の手続きについて

農地中間管理事業・地域計画

農業委員会事務局

農林課

0973-76-3805

0973-76-3804

支え合いリーダーを募集します！

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

九重町では、ご近所さんや区長・民生委員の方々と高齢者等の見守り活動が行われていますが、高齢者率は45.08%（令和6年8月末）となり、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯などで見守りを必要とする家庭が増えてきています。誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けられるよう、地域で互いに支え合い・助け合う仕組みづくりが必要となっています。

今後の地域のことを考え活動していただく「支え合いリーダー」を今年も募集します。

この町に暮らしてよかったと誰もが思えるような、そんな支え合いの地域づくりに参加しませんか？

支え合いリーダー養成講座

【日 時】

昼間の部：令和6年11月13日・20日・27日

夜間の部：令和6年11月14日・27日

【講座内容】

支え合いリーダーの必要性や活動について

誰もが安心して住み続けられる地域づくりについてなど（予定）

【募集締切】11月6日（水）

【申込方法】各行政区長または、九重町社会福祉協議会☎0973-76-2500までご連絡ください。

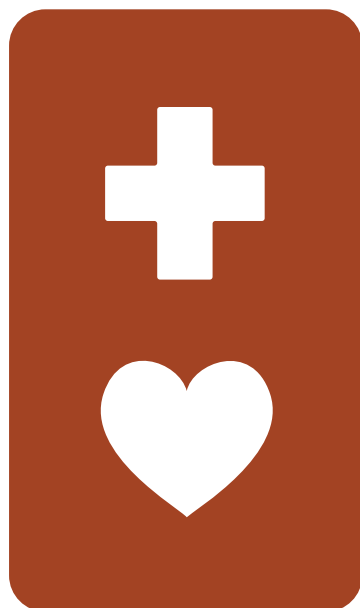
シリーズ
『障がい福祉』
105

ヘルプマークを知っていますか？

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

ヘルプマークとは・・・

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分かりづらい方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることが出来るように作成されたマークです。



日常生活はもちろんですが、自然災害が懸念される中、ヘルプマークを持っている方は災害時に特に支援を要する方が多いです。ご自身の安全を確保したうえで無理のない範囲で援助をお願いします。

※ヘルプマークは、役場健康福祉課ですぐに受け取ることが出来ます。

このマークを見かけたら、

- バスなどで席をお譲りいただく。
 - 困っているようであれば声をかけていただく。
 - 災害時は安全に避難するために支援をしていただく。
- 等、思いやりのある行動をお願いします。